

報道関係者 各位

令和元年 12 月 12 日

【照会先】

第一部会担当審査総括室

審査官 山本 尚子

(直通電話) 03-5403-2169

はなまる不当労働行為再審査事件 (令和元年(不再)第48号) 決定書交付について

中央労働委員会第一部会(部会長 荒木尚志)は、令和元年12月11日までに、標記事件に関する決定書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

決定の概要は、次のとおりです。

【決定のポイント】

～再審査被申立人である組合及びXが救済申立てを維持する意思を放棄したことから、初審命令を取り消し、救済申立てを却下した事案～

組合及びXが救済申立てを維持する意思を放棄したことは、労働委員会規則第33条第1項第7号に定める救済申立ての却下事由に該当する。

I 当事者

再審査申立人：株式会社はなまる(会社)(東京都中央区)

従業員数正社員388名その他有期契約スタッフを多数雇用(平成28年現在)

再審査被申立人：一般合同労働組合東京西部ユニオン(組合)(東京都杉並区)

組合員数50名(平成29年6月現在)

X(個人)

II 事案の概要

1 東京都(以下「都」という。)の使用許可を受けて都庁議事堂レストランを運営している会社が、Xに対し、平成29年4月3日に同月30日付けの雇止めを通告したところ、Xは、同月3日、組合に加入した。

本件は、①会社が、Xを雇止めとしたことが、労働組合法(以下「労組法」という。)第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たり、②Xの雇止めに係る団体交渉における会社の対応が労組法第7条第2号の不当労働行為に当たり、③Xの使用者として都がXの雇止めに関与したことが、労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為に当たるとして、救済申立てがあった事件である。

2 初審東京都労委は、上記②について、会社の団体交渉における対応は労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、会社に対し、文書交付を命じ、上記③について、都は使用者には当たらないとして救済申立てを却下し、その余の救済申立てを棄却したところ、会社は、救済部分不服として、再審査を申し立てた。

III 決定の概要

1 主文の要旨

本件初審命令を取り消し、組合及びXの救済申立てを却下する。

2 判断の要旨

組合及びXは、本件救済申立てを維持する意思を放棄するとしている。

したがって、本件救済申立ては、労働委員会規則第33条第1項第7号に定める救済申立ての却下事由に該当する。

【参考】

初審救済申立日 平成29年6月21日（東京都労委平成29年(不)第46号）

初審命令交付日 令和元年9月19日

再審査申立日 令和元年9月26日（会社）